

第1節 計画策定の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、県内においても、農林水産物の出荷制限や観光業等への風評被害、除染への対応など、経済や住民生活等に多大な影響を及ぼした。

県内には原子力発電所は存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、本編において、原子力災害に対する市の対応を明確にするものとする。

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対して実施すべき施策等について規定し、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、下野市防災会議が作成する「下野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「第2編 水害、台風・竜巻等風害等対策編」に準ずるものとする。

3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成25年9月5日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

指針において示される「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A : Plume Protection Planning Area）」を基準とし、市域の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、市において必要な防護措置について整備する。

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ : Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」が目安とされている。

なお、本県に該当する区域はない。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」が目安とされている。

なお、本県に該当する区域はない。

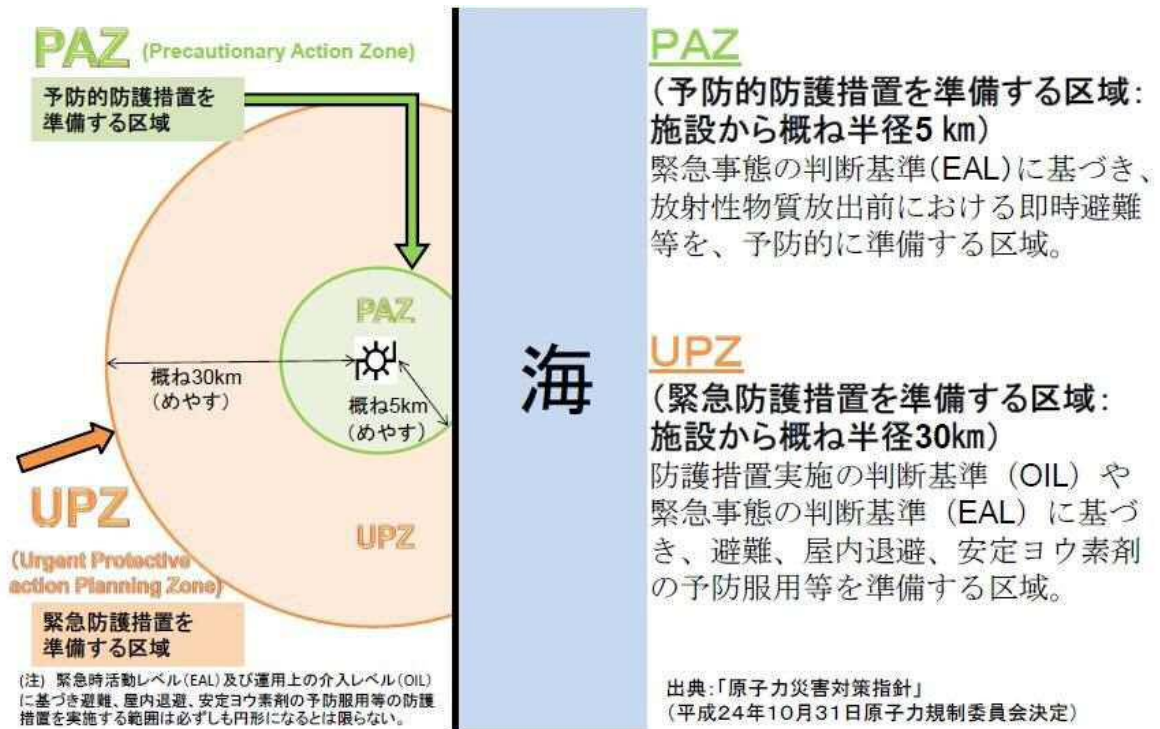
2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA : Plume Protection Planning Area）

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。

ブルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、ブルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

※ PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、指針の見直し後、栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき記載する。

原子力災害対策重点区域



第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならぬため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施

第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質拡散後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L（Operational Intervention Level）が設定された。

1 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L）とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

(1) 防護措置

ア 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物（※）の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

イ 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】	

ウ 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の 空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害時の応急措置を講じた後も特別な管理が必要な施設（特定原子力施設）として指定された東京電力福島第一原子力発電所と、4基の原子炉が設置されている第二原子力発電所が所在している。なお、第一原子力発電所は廃炉が決定している。さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は最短で約32km、市境からは約60kmの位置関係にある。

対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楡葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離	約77km				32km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	

運転開始日	S 57. 4	S 59. 2	S 60. 6	S 62. 8	S 53. 11
備 考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約93km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S 60. 9	H 2. 9	H 5. 8	H 6. 8	H 2. 4	H 8. 11	H 9. 7
備 考	定期検査中						

2 原子力災害の想定

(1) 原子力発電所等における事故

県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも県の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を行う。

(2) 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

3 予測される影響

(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、PAZ及びUPZとして、それぞれ、原子力施設からおおむね半径5km及び30kmが目安とされた。また、PPAの検討についても示されている。

(2) 市及び県内における具体的影響、想定等

※ 国等が実施する放射性物質拡散等シミュレーション結果等による栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき、記載予定である。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障がいが起こり、晩発性の障がいとして甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障がいを防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果大きい。</p>
EAL	<p>緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p> <hr/> <p>EAL 1 (警戒事態)</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態</p> <hr/> <p>EAL 2 (施設敷地緊急事態)</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じた事態</p> <hr/> <p>EAL 3 (全面緊急事態)</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態</p>
EPZ	<p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率よく行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p>

O I L	<p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設のことをいう。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に係る国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置されるいくつかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p>
確定的影響	<p>放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度(重篤度)も増加する。ある線量に達すると被ばくした全ての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響は全てこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。</p>
確率的影響	<p>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。</p>
外部被ばく	<p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時の엑스線を受けることがあげられる。</p>

空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの1990年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1 m離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出て

	いく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。
P A Z	<p>予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5 km」を目安とする。</p>
P P A	<p>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（Plume Protection Planning Area）。U P Z外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、U P Zの目安である30 kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</p> <p>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、U P Z外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</p> <p>以上を踏まえて、P P Aの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討されることとなっている。</p>
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外日被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 γ 線などの電磁波（光子）並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1 Bq（ベクレル）と定めている。

UPZ	<p>緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」を目安とする。</p>
予測線量	<p>放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。</p>

〈参考文献〉

- ・原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間取りまとめ（平成24年3月22日）
- ・(財)高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

第1節 初動体制の整備

全 部

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市は、平常時から県と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。
- (2) 市は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これに当たる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間・休日等の場合にも対応できるよう、連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

2 情報の分析整理

(1) 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努め、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

(2) 人材の育成・確保

市は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

3 通信手段の確保等

(1) 通信連絡網等の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県をはじめとする防災関係機関との連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

(2) 複合災害への備え

市は、市防災情報伝達システム等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

第2節 市民等への情報伝達体制の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課）

災害時における情報について、市民等に対して正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

1 情報伝達体制の整備

市は、市防災情報伝達システム、広報車、市ホームページ等様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう、広報体制の整備を図る。

2 避難行動要支援者等への情報伝達

市は、消防本部や自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

3 相談窓口の設置

市は、県及び消防本部等と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

4 情報提供項目

市は、県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

市民生活部（安全安心課・市民課）

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、市民の安全確保を図る。

1 避難体制等の整備

(1) 屋内退避及び避難誘導計画の策定

市は、県の支援を得て、屋内退避及び避難誘導計画を策定する。なお、計画策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の入院患者、入所者をはじめ避難行動要支援者の避難について、十分配慮する。

(2) 避難所の指定等

ア 避難所の設置及び資機材の整備

市は、学校、公民館等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により、あらかじめ避難所及び福祉避難所の設置予定施設（資料9-1・9-2）を指定しておくとともに、避難所に整備すべき資機材等の整備に努める。

イ 避難誘導用資機材

市は、市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

(3) 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から市民への周知徹底に努める。

2 避難指示の判断

(1) 避難等の判断基準等

緊急時モニタリング結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、O I L 1に基づき避難等の指示が発出される。

避難等の基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
--------	---------	---	-------------------------------------	--

(2) 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

P P Aにおける防護措置については、自宅内への屋内退避が中心になるとされていることから、市は、屋内退避等に係る伝達方法等を整備する。

3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防本部等との連携・協力体制についても検討しておく。

4 避難行動要支援者等への対応

市は、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織、自治会等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

総合政策部（総合政策課） 市民生活部（安全安心課・環境課）

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による市内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 モニタリング体制の整備

(1) 体制の整備

- ア 市は、平常時・緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、空間放射線測定機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。
- イ 市は、市が保有する測定機器を用いて、下野市庁舎、市内の小中学校及び保育園等の空間放射線量を測定し、その結果を市ホームページ等において公表する。

(2) 要員の確保・育成等

- ア 市は、緊急時の空間放射線測定等を迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。
- イ 市は、測定結果について判断することが困難な場合に備え、県及び専門家等に要請するための体制を整備する。

2 県及び関係機関との協力体制の整備

市は、緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から県及び関係機関と緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 市民等の健康対策

健康福祉部（健康増進課）

市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

1 資機材の整備等

(1) 活動用資機材の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、スクリーニング、人体への除染等を実施するために必要な資機材の整備に努める。

(2) 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

2 被ばく医療体制の整備

(1) 体制の整備

市は、県及び関係機関と連携して、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療を中心に体制を整備する。

(2) 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

ア 市は、県と連携して、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。

イ 市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、市民等に対し確実に配布、服用等ができるよう、体制を整備する。

※ 初期被ばく医療、安定ヨウ素剤の投与体制等については、指針に基づく栃木県地域防災計画の改訂内容に基づき、規定する予定である。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

産業振興部（農政課・商工観光課）

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。県内においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、県と連携して、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、県が実施する検査体制等について把握・理解しておく。

第7節 児童生徒等の安全対策

健康福祉部（こども福祉課） 教育委員会（教育総務課・学校教育課）

児童生徒等に対し、放射線に関する普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、県及び学校長等と連携し、防災体制を整備する。

1 原子力防災体制の整備

(1) 学校等の対策

保育園、幼稚園、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、次の対策を実施する。

ア 学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

イ 学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

ウ 原子力災害時の対応における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

(2) 市の対策

市は、県の協力を得て、学校等が計画等を策定する際には、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

総務部（契約検査課） 建設水道
部（建設課）

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

1 緊急輸送体制の整備

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

市は、県と連携して、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ把握・確保しておくとともに、事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があることから、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制の整備に努める。

第9節 市民等に対する普及・啓発活動

市民生活部（安全安心課）

災害時において、市民や職員等が適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

1 市民等に対する普及・啓発

市は、県、原子力事業者等と協力して、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 市域の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係機関が実施する原子力防災に関する研修の活用に努める。また、必要に応じ、県及び関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、職員に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、市、県及び国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時の対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

市民生活部（安全安心課）

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関との連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

1 訓練計画の策定及び実施

- (1) 市は、県、消防機関、原子力事業者等と連携し、国、専門家等の支援のもと、総合訓練のほか、次に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。
 - ア 災害警戒本部・災害対策本部の設置・運営訓練
 - イ 緊急時通信連絡訓練
 - ウ 緊急時のモニタリング訓練
 - エ 市民等に対する情報伝達訓練
- (2) 市は、訓練の実施に当たっては、自治会、市民等を含め様々な組織の参加を得て、効果的な訓練になるよう努める。
- (3) 市は、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第1節 災害対策本部等の設置

全 部

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

1 職員の配備体制

(1) 配備体制の基準

災害応急対策活動が速やかに実施されるよう、次の区分に基づき、活動体制を確立する。

配備区分	配 備 基 準	活動内容等
準備配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県周辺の原子力事業所において異常な事象（EAL1）が発生し、その影響が当該原子力事業所の周辺地域に及ぶおそれがある旨の情報を入手したとき ○その他、安全安心課長が必要と認めるとき 	<p>主に状況の把握と連絡活動を行える体制とし、状況に応じて警戒配備を速やかに行うための連絡体制を確立する。</p>
警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県周辺の原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（EAL2））が発生したとの情報を入手したとき ○その他、副市長が必要と認めるとき 	<p>情報収集・伝達体制、住民への広報体制等を強化するとともに、事態の拡大に備え、必要な準備を実施する体制とする。</p> <p>※ 副市長が必要と認めるときは、災害警戒本部を設置</p>
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、県周辺の原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条第1項に規定される事態（EAL3））が発生したとき ○その他、市長が必要と認めるとき 	<p>警戒配備を強化するとともに、さらに事態が拡大した場合に備え、住民の安全を確保するために必要な準備を実施する体制とする。</p> <p>※ 災害警戒本部を設置</p> <p>※ 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置</p>
第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ○その他、市長が必要と認めるとき 	<p>市域に原子力災害が発生した場合に対処できる体制とし、本部要員の全員をもって当たるものとする。</p> <p>※ 災害対策本部を設置</p>

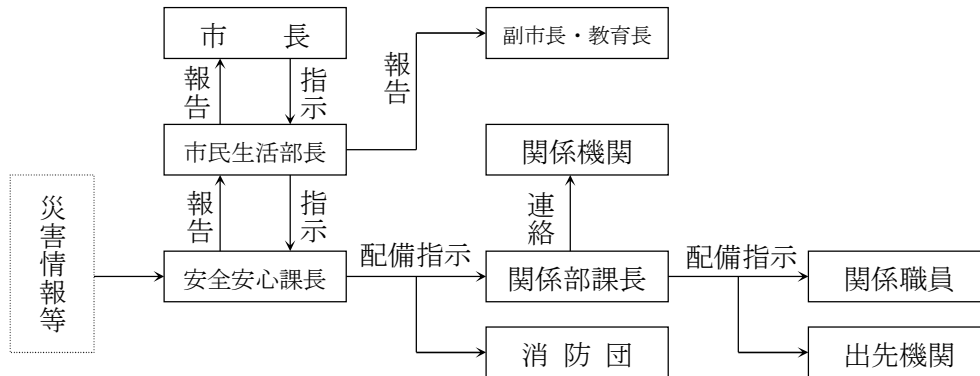
(2) 職員の動員

災害時において、配備の指示があった場合における各部課の動員規模は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、資料1-5に掲げる標準動員表によるものとする。

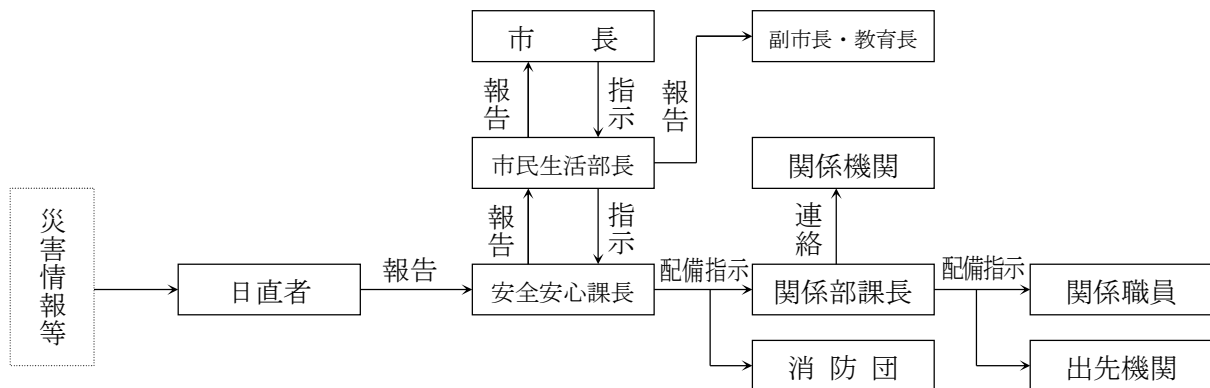
なお、各部課においては、配備体制ごとの配備職員を平素から確認・把握しておき、不慮の災害に備えるものとする。

(3) 配備指示の伝達系統

ア 勤務時間中



イ 勤務時間外



(4) 連絡方法

ア 連絡方法の事前周知

勤務時間外においても、迅速に職員を招集できるように、各部課長は、職員の招集について、あらかじめ電話その他の連絡方法を定め、職員に周知しておく。

イ 自主登庁

災害の発生により、電話等通信連絡が不通になっていることも予想されるため、職員は、状況判断により、自ら進んで登庁し、指示・命令を受ける。

2 準備配備体制の確立

(1) 配備の指示

準備配備の実施責任者は、安全安心課長とする。安全安心課長は、総合的に状況を判断し、配備基準に基づいた配備体制を指示する。

(2) 情報収集・警戒活動の実施

- ア 安全安心課長は、原子力災害に関する情報等を収集し、関係課に伝達する。
- イ 関係課は、それぞれの所掌業務に応じて、関係機関と連絡をとり、情報を収集する。
- ウ その他、各部課長は、それぞれの判断により、関係職員を集合又は待機させる。

(3) 配備の解除

原子力災害の発生がないと認められる場合、又は警戒等の必要がないと認められる場合、安全安心課長は、準備配備を解除する。

3 下野市災害警戒本部の設置（警戒配備体制の確立）

(1) 災害警戒本部の設置基準

副市長は、総合的に状況を判断し、警戒配備の基準に基づき、下野市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 警戒本部の組織

副市長を警戒本部長とし、市民生活部長を警戒副本部長とする。警戒本部の組織については、災害対策本部の組織体制に準ずるものとする。

(3) 警戒本部室の設置場所

警戒本部室は、下野市庁舎に置く。

(4) 警戒本部の活動

ア 安全安心課長は、原子力災害に関する情報、各部課が収集する関係機関からの情報等を取りまとめ、警戒本部長に報告するとともに、警戒本部長の指示を関係課に伝達する。

イ 警戒本部を設置した場合の各部課の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずるものとする。

(5) 警戒本部の解散

副市長は、次の基準により、警戒本部を解散する。

ア 災害対策本部を設置したとき

イ 予想される災害の危険性が解消したと認めるとき

4 下野市災害対策本部の設置（第1・第2非常配備体制の確立）

下野市に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるとき、市長は下野市災害対策本部条例（平成18年条例第18号）に基づき、下野市災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、市長が必要と認めるときとする。

ア 市の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

イ 市内に大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合

ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

(2) 解散の基準

市長は、次の基準により、本部を解散する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- イ 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したとき。
- ウ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに関係機関に公表するとともに、庁内及び市民に対し、市防災情報システム、広報車、その他迅速的確な方法で周知するものとする。

(4) 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

なお、災害対策本部が設置される前においても、上記の順位を準用するものとする。

(5) 本部室の設置場所

本部室は、下野市庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、次の施設に本部室を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電話番号
下野市保健福祉センター ゆうゆう館	下野市小金井789番地	43-1231

(6) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、「下野市災害対策本部」と表示した標識を市庁舎正面玄関に掲げるものとする。

イ 車両の標示

災害応急対策に使用する自動車には、その旨を車体等に標示するものとする。

ウ 服装等

災害応急対策に従事する職員は、状況により活動に適した服装を着用することとする。

また、その身分を明らかにするため、腕章を着用するものとする。

5 本部の組織

第2編第2章第1節「活動体制の確立」に定めるところによる。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

市は、必要に応じて、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、資機材が不足する場合には、県に応援を要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

ア 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。ただし、女性に関しては、胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

- (ア) 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - (イ) 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- イ 市は、県と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて、県を通じて専門医療機関等の協力を得る。
- ウ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、県、国及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

全 部

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県をはじめ、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

1 特定事象発生情報等の連絡

(1) 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、市は、県に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市民への周知を行う。

(2) 特定事象発生情報及びその後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

また、この場合、その後の活動情報、被害情報等次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

ア 施設の状況

イ 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

ウ 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市及び消防本部等に対して速やかに連絡することとしており、市は、当該情報を入手した場合は、県との連携を密にし、その後の対応に備える。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

ア 要員の確保

市は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

イ 情報の収集等

市は、県、国、近隣県等及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集するとともに、県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策において活用する。

2 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング

情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第3節 市民等への情報伝達

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺や混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、市民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1 市民等への情報伝達活動

(1) 市民等に対する情報伝達

ア 市は、早い段階から原子力災害に関する情報について、市防災情報伝達システム、広報車、ホームページ、メール等様々な手段により、広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、又はその軽減に努める。

イ 市は、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市、県、国及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

(2) 情報伝達の内容等

ア 情報伝達に当たっての留意事項

市は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ、伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等をあわせて提供する。

イ 避難行動要支援者への配慮

市は、市民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される避難行動要支援者に配慮する。

ウ 情報伝達内容

(ア) 事故・災害等の概況

(イ) 災害応急対策の実施状況

(ウ) 不安解消のための市民に対する呼びかけ

(エ) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

エ 広報内容の確認

(ア) 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。

(イ) 発表内容や時期については、県及び関係機関等と相互に連絡をとり合い、実施する。

オ 誤情報の拡散への対処

市は、県と連携して、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 相談窓口の設置

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続に従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(2) 情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市民生活部（安全安心班・市民班） 健康福祉部（健康増進班）
消防部（消防班）

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

1 避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるに当たっては、県、警察署、消防本部、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと、実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

2 屋内退避、避難等の実施

(1) 市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、市民に対して情報提供を行う。特に、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

(2) 避難誘導等

ア 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告若しくは指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

イ 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(3) 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、警察署、消防本部等と協力し、市民の避難状況等を的確に把握する。

3 安定ヨウ素剤の服用等

(1) 安定ヨウ素剤の配布

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、あらかじめ定められた配付計画に基づき、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を市民に配付する。

(2) 安定ヨウ素剤の服用指示

市は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、市民等が速やかに服用できるよう指示する。

4 避難所等の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、県の協力を得て、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に

対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 避難所の管理・運営

ア 市は、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、市民、自主防災組織、自治会等の協力が得られるよう努める。

イ 市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

ウ 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

(3) 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等の市民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

5 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が県内に避難することが予想される。

市は、県から要請を受けた場合には、市の保有する施設において避難所（資料9-1）を開設し、避難者に提供する。また、被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れのため、福祉避難所（資料9-2）を開設する。

さらに、市は、必要に応じて県と協議の上、市内の宿泊施設等を借り上げて避難所とするほか、市営住宅等への受入れや民間賃貸住宅の借り上げ等により避難者に提供することを検討する。

なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、県を通じて近隣県等の災害対策本部等との情報交換や職員の受入れに努める。

6 避難行動要支援者等への配慮

市は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、避難行動要支援者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、避難行動要支援者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

総合政策部（総合政策班） 市民生活部（安全安心班）

緊急時においては、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する必要がある。

市は、市内における影響を把握するため、市の空間放射線測定体制を強化するとともに、県が実施する環境放射線モニタリングの結果等について、市民に対して広く公表する。

第6節 医療活動等

健康福祉部（健康増進班）

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

1 市民等を対象とする健康相談等の実施

(1) 避難者等に対する健康相談等の実施

市は、県等と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β線：13,000 cpm 【1か月後の値】	

(2) 相談窓口の設置

市は、県の協力を得て、市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じて、避難所等における巡回相談を実施する。

2 医療救護活動

市は、県と連携して、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所等で対応できない場合は、搬送機関と連携し、医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

産業振興部（農政班・商工観光班） 建設水道部（水道班）

農林水産物や加工食品等の安全性を把握するため、放射性物質モニタリング検査を速やかに実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。

また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

食品中の放射性物質の基準値等

(1) 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(2) 食品中の放射性物質の基準値

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10

牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

2 食品等の出荷自粛要請及び解除

- (1) 県のモニタリング検査等の結果、食品衛生法に定める基準値を超過した場合、市は、関係団体等の協力を得て、速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市防災情報伝達システムやホームページへの掲載等様々な手段を使って、市民に対して広く周知する。
- (2) 基準値を超過した飼料等が確認された場合は、関係団体等の協力を得て、生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。
- (3) 県から出荷制限の指示があった場合は、速やかに生産者に要請するとともに、市民に対し広く周知する。
- (4) 出荷自粛要請後の県のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合した場合、県の指示を受けて出荷自粛等の解除を生産者及び市民等へ広く周知する。

3 飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、県の要請を踏まえて、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して、必要な措置をとる。

なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、平常時より飲料水の備蓄等を行う。

4 食品等の供給

市は、食品等の摂取制限等の措置をとった場合には、第2編第2章第12節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」に準じて、市民への応急措置を講じる。

第8節 児童生徒等の安全対策

健康福祉部（こども福祉班） 教育委員会（教育総務班・学校教育班）

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

1 児童生徒等の安全の確保

- (1) 学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。
- (2) 市は、県や国と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

総務部（契約検査班） 建設水道部（建設班）

市は、県、県警察及び関係機関と連携して、緊急輸送の円滑な実施を確保するとともに、必要に応じて、迅速・円滑に輸送を行うための交通規制等の措置を行う。

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難行動要支援者を中心とした避難者等
- ウ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- エ 食料等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、県との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、県及び関係機関に支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

- (1) 市は、県警察が行う広域的な交通規制の実施状況を把握するとともに、市道における交通の混乱を防ぐため、関係機関の協力を得て、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。
- (2) 市は、緊急通行車両として使用する車両について、県知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を申請する。

第1節 市民等の健康対策

健康福祉部（健康増進課） 教育委員会（教育総務課・学校教育課）

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

1 市民への対応

市は、県と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

2 健康影響調査

市は、県の協力を得て、必要に応じて、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

(1) 調査の検討

ア 調査実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

イ 検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

(2) 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

(3) メンタルヘルス対策

ア 市は、県、医療機関及び関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

イ 防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、市は、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

(4) 飲料水・食品の安全確認

市は、県が防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

(1) 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

(2) 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、市及び学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

(3) その他

ア 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、市及び学校長等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

イ 市及び学校長等は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

総合政策部（総合政策課） 産業
振興部（農政課・商工観光課）

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

1 農産物、工業製品等に係る対策

(1) 基本方針

ア 農産物

市は、農産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県に対して詳細な放射性物質モニタリング検査の実施を要請し、安全性を積極的にPRしていく。

イ 工業製品等

市は、工業製品や加工食品等について、県に速やかな放射性物質の測定による安全確認を要請するなど、積極的に支援する。

(2) 具体的方法

ア 国内における対策

市は、県の協力を得て、農産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的に、テレビや新聞、雑誌、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を市内外に対して積極的に発信する。

イ 国外への対策

国外に及ぶ風評被害については、県及び国と連携して、その払拭に向けて各種施策に取り組む。

2 観光業に係る対策

(1) 情報の発信

市は、県の協力を得て、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表やホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

(2) 観光客等への説明

市は、県の協力を得て、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から市が安全であることを発信してもらうよう努める。

3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市は、県と連携して、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市民生活部（環境班）

市は、県と連携して、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

1 基本方針

- (1) 市は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。
- (2) 除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・保育園・幼稚園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (3) 原子力事業者は、市、県等に対し、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、市、県等の要請に基づき、原子力防災要員を派遣する。

2 除染の実施

市は、県、その他防災関係機関及び市民と連携して、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月環境省）を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、次のとおり実施する。

なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 線量が比較的高い地域については、必要に応じて表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、子どもの生活環境を優先して除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質については、可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。

3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- (1) 市は、県、国、原子力事業者等と連携して、原子力災害により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理を実施する。
- (2) 市は、県と連携して、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に

引き渡すまでの間、適切に保管するとともに、保管、処分に当たって関係者の理解を得るため、国への協力を行う。

- (3) 市は、県と連携して、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関して必要な措置をとる。
- (4) 市は、県と連携して、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農産物等、発生した廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。
- (5) 市は、県と連携して、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

総合政策部（総合政策課） 総務部（総務人事課・財政課） 産業振興部（農政課・商工観光課）

市は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

1 事業者等への支援

(1) 損害状況等の情報収集

ア 賠償金の支払いについては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市は、県の協力を得て、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

イ 市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

ウ 市は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

(2) 事業者等への支援内容

ア 原子力災害により、市内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、市は、県と連携して、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

(ア) 市広報誌や市ホームページを通じた原子力損害賠償請求に係る制度の周知

(イ) 相談窓口の設置

イ 市は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

2 自治体による請求

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

産業振興部（農政課・商工観光課）

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。